

認定 NPO 法人としての資格が更新されました

コミュニティケアリンク東京は、東京都を所管庁とし、平成 30 年 7 月より、その公益性を認められた『認定 NPO 法人』です。

この度、令和 5 年 12 月 18 日付でその認定が更新されました。

【5 生都管第 916 号／更新 5 年毎】

更新後の認定期間 令和 5 年 7 月 27 日～令和 10 年 7 月 26 日

NPO 法人の活動は、事業収入とともに、会員や地域の支援者の善意にも支えられ運営されています。認定法人となったことにより、従来同様 3,000 円以上のご寄付あるいは賛助会員費をいただいた支援者の方には、所得税・個人住民税あるいは相続税について優遇税制の適用を受けていただけます（次頁参照）。

これまでのご支援に感謝し、今後とも変わらぬご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点は、事務局までお問い合わせください。

認定 NPO 法人
コミュニティケアリンク東京
理事長 山崎 章郎
〒187-0012
東京都小平市御幸町 131 番 5 号
☎ 042-321-5985
fax 042-321-5982



※正会員の年会費は寄付控除の対象になりません。



寄付金の最大50%が税額控除＝減税されます

●個人が寄付をした場合 ※制度上、賛助会員の年会費も寄付金とみなされます

個人がコミュニティアリンク東京を含む、仮認定または認定 NPO（以下認定 NPO）に寄付をした場合、確定申告をし、領収書を添付して「寄付金控除」の欄に金額を記入すれば、税金の還付を受けることができます。所得税のほか、住民税を含めると、税額控除方式の場合では、最大で約50%の税額控除が受けられます。

・所得税

控除額の算出方法：「**税額控除**」方式と「**所得控除**」方式の2つの方式があります。
どちらかを選択することができます。

※控除を受けられる寄付金額は、年間総所得の40%が限度

税額控除方式（所得金額に関係なく原則的に減税額が同じ）

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times \underline{40\%} = \text{税額控除額} \quad ※2$$

所得控除方式（従来方式。一般的に所得が多いほど有利。）

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times (\text{所得金額に応じた税率}) = \text{所得控除額} \quad ※2$$

※2：控除税額の上限は所得税額の25%を限度

・個人住民税

自治体によって異なりますので、お住まいの自治体にお問い合わせください。

【東京都の場合】

住民税の税額控除を受けられる寄付金額の上限は、総所得金額の30%

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times \underline{10\%} \text{（都民税 } 4\% + \text{市区町村民税 } 6\% \text{）に相当する金額}$$

☆相続財産 寄附について <概要>

相続した財産のうち、相続してから一定期間内（申告期限 10 ヶ月内）に、認定 NPO 法人に寄付をすれば、その同額が相続税の課税対象から除かれます。

かつ、その年に発生する所得税、個人住民税に対する寄付金控除の対象にもなります。

詳しくは、税務署にてご確認ください。

●法人が寄付をした場合

法人が、認定 NPO 法人（仮認定も含む）に寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられており、法人は、その範囲内で損金算入が認められます。 詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。